

Kaho さん からのメッセージ

これまで学習はやれるだけやったけど、自信なんて全然なくて、出来ていたことができないような不安を感じました。周りの人達みんなが強者ばかりに見えました。試験が始まると、周りの人がページをめくる音が沢山聞こえました。だけど、私はアウトプット図を書いたり、思い出したりして解く方法を選択していたので、自分のペースで解くのが一番、点数を伸ばせると信じて解いていきました。反射的に分かる問題と思っても、最後の一句一文字まで読んで、逆転の問いになっていないか確かめることを意識しました。法規は、時間が足りなくなって最後駆け足にならないように、練習で繰り返した時間設定を守るように気を付けて進めました。後半の構造と施工は、問題を解いても解いても終わらなくて、ページが永遠に続いているように感じました。問題の紙さえめくるのが重く感じるほどヘロヘロになっていました。なので、目の前の一文に集中することを意識して、一文字一文字拾いました。「出題者は何を聞きたがっているのか考えなさい」という、先生方の声を思い出していました。

ハヤさん からのメッセージ

模試では、本番のような負荷を与えていましたが、本番は遠足に行くくらいのマインドで気軽に「なるようになる」と信じて行きました。会場が遠方で机も狭く暑いしコンディションとしては最悪でした。それでも「この環境でできることをする」という気持ちに徹していたので、苦には感じませんでした。イメージトレーニングで極端に最悪な状況をイメージする訓練もしていた効果もあるかと思います。

PEN さん からのメッセージ

模試などで成果が出ていても、自分ではずっと不安をかかえていました。試験当日は初めの計画科目で早速「こんなん知らんなぁ」と思いつつも、「でも、ある程度は正答できそうだから、また別の科目で得点できるだろう」ぐらいに構えることができました。私は他の受験生の皆さんよりも体力に自信がないこともあって、自分のペースを守って無理をせず、体調管理には気をつけました。

ゆこやーんさん からのメッセージ

「頻出問題を落とさない、最後まで諦めない!」という意識を大切にしました。本試験中も、問題の難易度を考えながら解くことを意識していました。令和6年は令和5年に比べて難易度が下がっていたため、とりこぼしが命取りになると感じ、丁寧かつ慎重に解くことを心がけました。

- △ [No. 3] 西洋の歴史的な建築物(所在地)に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。
- (24) ① サン・マルコ大聖堂(イタリア)は、ギリシア十字形の集中式の平面に、中央交差部及び十字の各腕(ベイ)の上部にドームをもつ、ビザンツ様式の建築物である。 *ハチの字*
- (31) ② シュバイヤー大聖堂(ドイツ)は、内陣の前に袖廊(トランセプト)を配したラテン十字形の三廊式バシリカの平面に、西面の中央と両端、身廊・側廊と袖廊との交差部、内陣の両側に塔をもつ、ロマネスク様式の建築物である。 *ローマ式*
- (18) ③ パリのノートルダム大聖堂(フランス)は、二重周歩廊をめぐらした内陣と階上廊を有する側廊が設けられた五廊式バシリカの平面に、バラ窓や双塔を西面にもつ、ゴシック様式の建築物である。 *ア&Cはok Bは? B?*
- 38% ④ ウェストミンスター宮殿(イギリス)は、広大かつ整然とした幾何学的庭園をもち、宮殿内は「鏡の間」に代表される豪華な室内装飾が随所に施された、バロック様式の建築物である。 *ど言は...*

バルサイユ
(主観あり暗え)

(匠は仕掛け)

- △ [No. 9] 高齢者、障害者、子ども連れ利用者等に配慮した建築物の計画に関する次の記述のうち、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- ① 商業施設のベビー休憩室(授乳及びおむつ替えのための部屋)において、幼児の立位姿勢でのおむつ交換と排泄前後の着脱衣を安全にできるよう、乳幼児用おむつ交換台とは別に着替え台を設けた。 *絵に干渉してみる*
- 49% ② ビジネスホテルの客室において、客室内の浴室の出入口に至る経路を直角路としたので、浴室の出入口付近の通路の有効幅員を、800 mmとした。 *800mmは800mm幅員*
- ③ 市庁舎の主たる階段において、杖使用者等が円滑に上下移動できるよう、両側に段鼻から高さ650 mmと850 mmの二段の手すりを設けた。 *ok*
- (47) ④ 特別養護老人ホームのサイン計画において、特に白内障の人に表示内容が分かりやすくなるよう、黒い表示板に白色の文字を用いた。 *白内障は目が見えにくいから*

白いポイント
(X) 白い点
に317はあやう

覚えていた内容とは異なり

加2問
黄・白、赤・緑・NG

〔No. 1〕 環境工学における用語に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. クリモグラフは、気温、相対湿度、降水量等の気候要素のうち2種類を座標軸にとり、一般に、月ごとの値をプロットして年間の推移を示した図であり、各地の気候特性を理解するために利用される。

自然室温は、室内における空気温度と平均放射温度の重み付け平均で表される値であり、一般に、発汗の影響が小さい環境下における熱環境に関する指標として用いられる。⇒ 平均入

- ③. 輝度は、発光面の見かけの単位面積当たりの光度であり、ある点を見た際に眼に入る光の強さを表す。
 cd/m^2

4. A特性は、音圧レベルの測定値に対し、等ラウドネス曲線の40 phonの聴感曲線に対応した周波数感度補正を行うための特性であり、騒音レベルを算出する際に用いられる。

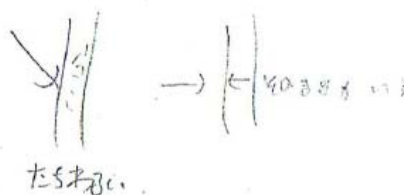
2. △[No. 2] 室内の温熱環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

[No. 10] 吸音・遮音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- ① 開放窓は音波が全て透過するので、音響透過率も、吸音率も1になる。
- ② 多孔質吸音材料の表面を通気性の低い材料によって被覆すると、高周波数域の吸音率が低下する。
- ③ 単層壁への平面波入射において、一般に、垂直に入射する場合が最も遮音性能が高く、入射方向が斜めになるに従い、遮音性能は低下する。

4. 床にコルクタイルを敷くことによって、一般に、重量床衝撃音の低減を図ることができる。

ソカーベツトではあつた。
日本語でいいるが...
このサイト



加区 303 図 8 問 (図 8 除く) 定額 X で 暗記

〔No. 3〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 原動機を使用する観覧車の築造については、確認済証の交付を受けなければならない。
2. 延べ面積 $3,000 \text{ m}^2$ 、地上 3 階建ての病院の避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、建築主は、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
3. 高さが 60 m を超える建築物を建築しようとする場合において、建築主は、所定の構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受ける必要があるが、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定を受ける必要はない。
4. 鉄骨造、地上 8 階建ての共同住宅の増築の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。

69%
X 303.

3. 正しい。(現行建築法 - 令 (47 第 2 条 第 2 項))

仮使用の要件 (303 号 2 号) をイメージせよ。

初見で決まらない... で「あと」にはばいりて決まる判断。

〔No. 6〕 防火区画、防火壁及び防火床に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 主要構造部を耐火構造とした建築物について、区画された部分の床面積を $3,000 \text{ m}^2$ とする場合の自動式のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積には、手動式の補助散水栓による部分の床面積は含まれない。
2. 給水管、配電管等が防火壁又は防火床を貫通する場合においては、当該管等と当該防火壁又は防火床との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
3. 耐火建築物及び準耐火建築物以外の延べ面積が $1,000 \text{ m}^2$ を超える木造の小学校は、原則として、床面積の合計 $1,000 \text{ m}^2$ 以内ごとに準耐火構造の防火壁又は防火床で有効に区画しなければならない。
4. 避難階が地上 1 階であり、地下 1 階から地上 2 階の各階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を耐火構造としたものにおいては、地下 1 階から地上 2 階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。

70%
X 303.

イセキ けどうりて フォーカス

耐火構造 法 26 条 初見でスルーしたかも。

「ムダにしない」「あと回し」でかせいだ時間を、使うべき問題で使う。

○【No. 7】 初見で 枚2を スルーしてしまた...
次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1. 準防火地域内における共同住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
- 78%
☒ そのお 2. 耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。 条文の記述の通りではない意味
3. 防火構造として、建築物の軒裏の構造は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。
4. 準防火性能に関する技術的基準に適合する構造として、建築物の耐力壁以外の外壁の構造は、外壁に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。

枚3,4. (1) どの火?
(2) どの部分で?
(3) どの性能?

(枚1. + 1.1.1.1.)

- ・ 法令等と反はん引けば、時間かたくなる
- ・ 引くべし新は引かないと精度が下がる。

引くべし

後で引く

極力引かない

引かない

・ 関連しやすい。
・ まちがいの対比。
・ 覚えていた。数値。

計算式
・ 一覧表
暗記して
おいた

・ 構成の理解
で解ける問題。
・ カッコ内のお。

※ 引いてみた。
・ 各文の付箋無し
・ 難解各文。